

第3章 計画の基本目標と施策の方向性

1 計画の基本目標

- ◆高齢者ができるだけ元気な状態を長く保ち、住みなれた地域で楽しく暮らし続けるために・・・
- ◆一人暮らしや高齢者世帯の方は、一定の手助けを受けることによって不安を少なくし、住みなれた地域で楽しく暮らし続けるために・・・
- ◆少し体が弱くなっても、一定の手助け、指導や訓練を受けることによって、状態を悪化させずに、住みなれた地域で楽しく暮らし続けるために・・・
- ◆要介護状態になっても、介護保険制度や市の保健福祉施策によって、必要なサービスや手助けを受けることによって、家族共々、安心して、住みなれた地域で楽しく暮らし続けるために・・・

前回計画の基本目標である

いつまでもイキイキと暮らせる高齢者福祉の充実

をめざし、市では、高齢者自身の参画とその力も活かして、どんな状態の高齢者も安心して暮らせる高齢者施策を進めていきます。

★ いつまでもイキイキと暮らせる高齢者福祉の充実 ★



高齢者ができるだけ元気な状態を長く保って、住みなれた地域で楽しく暮らし続けられるように

一人暮らしや高齢者だけの世帯でも、手助けを受けることで、不安を少なくし、住みなれた地域で楽しく暮らし続けられるように



少し体が弱くなっても、手助けや指導を受けることによって、状態を悪化させずに、住みなれた地域で楽しく暮らし続けられるように



要介護状態になっても、介護保険制度や市の保健福祉施策など、必要なサービスや手助けを受けることによって、家族共々、安心して、住みなれた地域で楽しく暮らし続けられるように

6つの
まちづくり

I. 元気ができるまちづくり

II. 元気でいられるまちづくり

III. 要支援にならないまちづくり

IV. 要支援・要介護になっても
安心できるまちづくり

V. 生活環境を支えるまちづくり

VI. 地域で支えるまちづくり

2 計画の重点施策

I. 多様な社会参加の促進：元気ができるまちづくり

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境づくりが重要です。

高齢期を「第2の現役期」として、生きがいをもって過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア活動等を含めた幅広い社会参加と、地域交流の活性化を促進します。

II. 健康の保持増進：元気でいられるまちづくり

高齢者がいつまでも健康で生き生きとした生活を営むことができるよう各種支援策を講じることが必要であり、「健康づくりの支援」「介護予防活動の支援」を行います。

保健衛生課・健康の駅推進室・地域包括支援センター・高齢ふれあい課連携のもと、健康相談・教育、食生活改善の実施や小・中規模健康の駅を核とした運動機会の提供など、小さい地域単位で行えるよう体制を整備し、介護予防、認知症予防も含めた高齢者の健康づくりを支援します。

III. 特定高齢者への支援：要支援にならないまちづくり

要介護者に移行する可能性がある特定高齢者に対しては、今できている生活のためのさまざまな機能の維持・向上のため介護予防への取り組みが必要です。地理的要因、参加者の気持ち、魅力あるサービスの提供など、参加を促す環境を整えると同時に、サービス後も、個人で介護予防に取り組んでいけるような仕組みを構築し、日常生活が自立できるよう支援します。

また、介護予防事業の利用者の事後評価によりサービスの改善を図るシステムの構築に努めます。

IV. 要支援・要介護高齢者への支援：要支援・要介護になっても安心できるまちづくり

1. 介護保険サービス基盤の整備

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じたサービスを市内全域において地域間格差なく確保するために、中重度者を支える居宅サービスの充実・強化、重度者に対する入所施設の整備等、基盤整備に計画的に取り組めます。

2. 介護保険サービスの質的向上

介護保険制度、介護保険の実施状況、サービスの内容やサービス事業者等の情報を高齢者やその家族が的確に把握することができるよう、情報提供体制の整備に取り組むとともに、個別に具体的な相談に対応できる体制の確立に努めます。また、利用者ニーズに合った保健・医療・福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に向けて、介護支援専門員の資質向上のため、積極的な支援を行います。

さらに、サービスの質の向上を図るために、介護サービス事業者に対する適正化事業を行うとともに、県やサービス事業者等の関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成や就業後の資質向上のための研修の推進、介護相談員の施設等への派遣、迅速でわかりやすい苦情処理体制の確立などの取り組みを進めます。

3. 支援体制の整備と支援策の充実

健康づくりの支援策や予防サービスの充実とともに、要介護になっても安心して暮らせるよう、精神的・身体的・経済的負担の軽減策の充実が重要です。

介護保険サービスを補う事業として、横手市の実情を踏まえ実施している一般高齢福祉事業についても、引き続き充実を図っていきます。

特に、新規事業である認知症高齢者見守り事業は、認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、地域や職域で、きめ細かく対応できるケア体制を確立します。

V. 保健福祉基盤整備と住まいの支援：生活環境を支えるまちづくり

高齢期は、身体的機能が低下することから、住みなれた地域や家庭において、住宅や生活環境面での安全性、居住性、快適性等を確保することが求められています。

このため、保健福祉基盤の整備や交流の場の設置に加え、既存住宅の改造に向けた資金の貸付、冬季の雪対策事業も推進します。

また、市民、民間事業者、行政等が一体となって行う福祉のまちづくりについての啓発に努めるとともに、国・県への働きかけも含め、すべての人が安心して生活できる生活環境の整備に努めます。

VI. 連携と支えあいの仕組みづくり：地域で支えるまちづくり

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、本人とその家族を支える仕組みが必要です。

高齢者台帳システムを整備し、一人暮らしや高齢者のみの世帯など、災害時の支援や日常的に支援が必要な高齢者を把握します。また、各種サービスや地域における見守りサービス等が、連続的かつ一貫性をもって提供される体制も整備します。

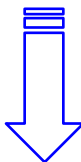
それにより、地域における高齢者の生活を支える総合的な地域生活支援体制（地域支えあいネットワーク）を構築します。

3 計画の体系

重点施策

施策の方向性

I. 多様な社会参加の促進：元気ができるまちづくり



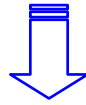
- ① 情報提供の充実
- ② 高齢者主体の取組みの支援
 - ・敬老会事業
 - ・長寿祝金支給事業
- ③ 生涯学習機会の推進

II. 健康の保持増進：元気でいられるまちづくり



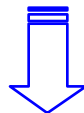
- ① 健康づくりの支援
 - ・健康づくり（介護予防）の啓発
 - ・小・中規模健康の駅事業
 - ・シニアパワーアップ教室事業
 - ・介護予防水中健康運動教室事業
 - ・地域自立生活支援事業
 - ・はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
 - ・高齢者入浴サービスデーの実施
- ② 介護予防活動の支援
 - ・総合相談支援事業
 - ・生きがいづくり支援事業（認知症予防事業）
 - ・ふれあい安心カード交付事業

Ⅲ. 特定高齢者への支援：要支援にならないまちづくり



- ① 特定高齢者の把握
 - ・特定高齢者把握事業
- ② 介護予防事業の充実
 - ・通所型介護予防事業
 - ・訪問型介護予防事業
 - ・介護予防ケアマネジメント業務
- ③ 自立支援の推進
 - ・生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣）
 - ・生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）
 - ・配食サービス事業
 - ・生きがい活動支援通所事業（デイサービス）
 - ・緊急通報体制等整備事業
 - ・高齢者台帳の整備

Ⅳ. 要支援・要介護高齢者への支援：要支援・要介護になっても安心できるまちづくり

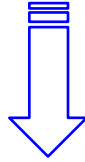


- ① 予防サービスの充実
- ② 介護サービスの充実
- ③ 介護保険サービスを円滑に提供するための支援
 - ・介護給付適正化事業
- ④ 要介護高齢者への生活支援
 - ・寝具クリーニングサービス事業
 - ・移送サービス事業
 - ・介護用品支給券支給事業
 - ・理美容訪問サービス事業
- ⑤ 認知症高齢者のケアの充実
 - ・徘徊高齢者家族支援サービス事業
 - ・認知症高齢者見守り事業
- ⑥ 介護者への支援
 - ・在宅介護支援事業

重点施策

施策の方向性

V. 保健福祉基盤整備と住まいの支援：生活環境を支えるまちづくり



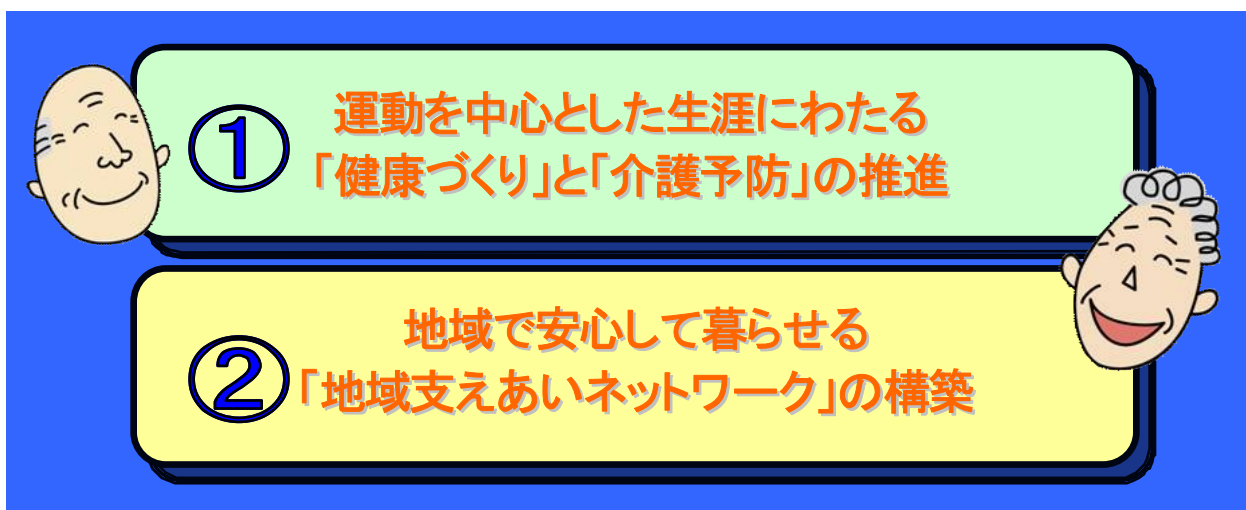
- ① 住まいづくり・住まいの支援
 - ・高齢者住宅整備資金融資あっせん事業
 - ・一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業
- ② 地域コミュニティの活用
- ③ 介護保険施設・地域密着型サービス拠点の整備

VI. 連携と支えあいの仕組みづくり：地域で支えるまちづくり



- ① 関係機関などの連携の推進
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ・地域ケア会議の開催
- ② 地域における支えあいの推進
 - ・地域支えあいネットワークの構築
 - ・高齢者台帳の整備
- ③ 情報提供の充実
 - ・ガイドブックの作成（介護保険利用の手引き）
- ④ 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり
 - ・成年後見人制度の利用支援
 - ・権利擁護業務
 - ・介護相談員派遣事業

4 計画の重点方針



①運動を中心とした生涯にわたる「健康づくり」と「介護予防」の推進

高齢者が元気で健康な状態を長く保つためには、生活習慣を見直すなどの行動が大切です。特に要介護者は、脳梗塞が要因となっている割合が高く、この主因は塩分過多や運動不足に加え、血圧の管理ができていないことが考えられます。

これらを解決するため、健康の駅推進室等が中心となって、運動を通じて世代を超えた健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。

今後は、高齢者がより参加しやすい地域の施設の活用や魅力あるプログラムの計画に努め、誰でも気軽に参加しやすい体制を充実していきます。

介護予防は、一貫性・継続性が重要です。直接担当する部署に特化せず、幅広く連携を図るとともに、事業を評価する仕組みを構築し、介護予防を効果的に進めていきます。

②地域で安心して暮らせる「地域支えあいネットワーク」の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険サービスをはじめとして、地域のインフォーマルなサービスも含めた多種多様なサービスを提供することが必要です。

また、家族や近隣も含めた連携・協力関係を構築することが重要であるため、高齢者台帳の整備など実態把握を進めるとともに、地域ケア会議の定期開催による関係各機関の情報共有や意思統一に努めます。

さらに、地域包括支援センターを中心として、地域特性を生かした地域資源のネットワーク化を推進することにより、市内のどの地域であっても、偏りなくサービスや支援を提供できるような、地域で支えあう体制を構築します。

①運動を中心とした生涯にわたる「健康づくり」と「介護予防」の推進のための重点事業

【健康づくり（介護予防）の啓発】（地域包括支援センター）

地域の集まりやイベントを通して、医師・歯科医師・歯科衛生士・健康運動指導士・保健師等が、介護予防に資する知識の普及を図ります。平成21年度は100回の開催を目指します。

【小・中規模健康の駅事業】

小規模健康の駅は、自由な交通手段を持たない高齢者の方でも気軽に取り組めるよう、地域の町内会館などを利用し、地域住民の自主活動として、健康運動を中心とした健康づくりを実践する場です。

中規模健康の駅は、公民館や小学校跡地などを利用し、複数の小規模駅の合同活動や、広いスペースを必要とする活動の場として、健康運動を中心とした健康づくりを実践する場です。

健康の駅推進室では、運動指導・簡易な体力測定・健康講話などを実施し、小・中規模健康の駅参加者のサポートを行います。

小規模健康の駅は平成21年度は26箇所、中規模健康の駅では6箇所の開催を目指します。

【シニアパワーアップ教室事業】

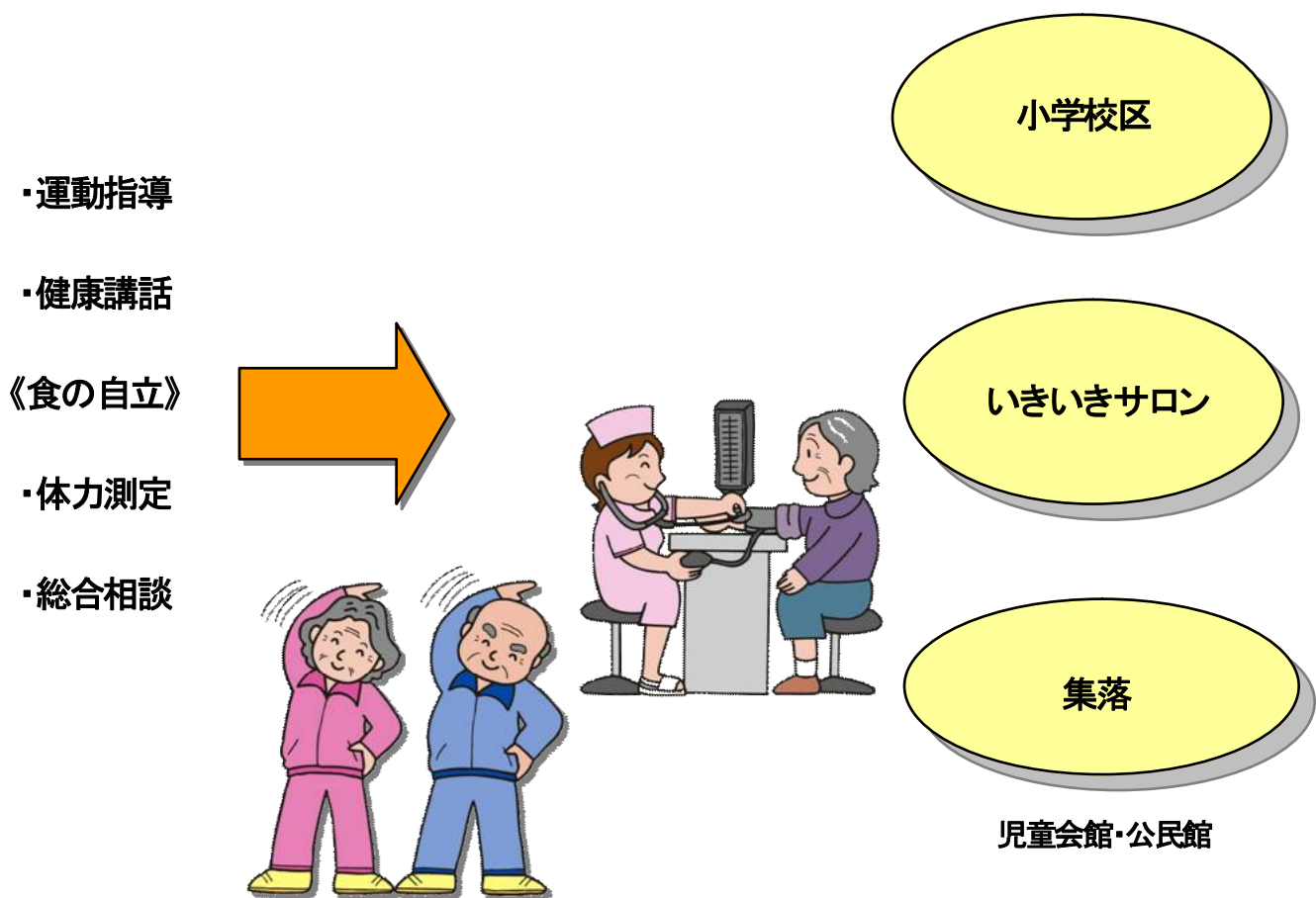
運動習慣づけ、心身機能の向上・保持によりQOL（生活の質）の向上を図り、廃用性症候群を予防します。

理学療法、低負荷マシンによる筋力トレーニング、機能的トレーニング、有酸素運動、身体・体力測定などを行います。平成21年度は市内3箇所で開催し、9回の講座で合計90人を募集します。

新規【介護予防水中健康運動教室】

老化や廃用性症候群、生活習慣（労作時姿勢）などが起因となる腰痛・膝痛を軽減し、身体機能の全般的な健康度を向上するために、雄物川温泉保健施設「えがおの丘」を会場にして、主に「水」を利用した健康運動を行います。また、本教室の受講修了者を対象としたフォローアップ教室も通年で行います。

小規模健康の駅・地域包括支援センター



②地域で安心して暮らせる「地域支えあいネットワーク」の構築のための重点事業

【 地域支えあいネットワークの構築 】（高齢ふれあい課・地域包括支援センター）

地域において、高齢者のみの世帯を支えるネットワークづくりを行います。

家族のみならず友人や隣人など地域の住民や、民生委員、自治会など地域のインフォーマルな力を活用して、支援が必要な高齢者の見守りなどを担ってもらうとともに、地域包括支援センターを地域におけるネットワークの中心と位置付け、各種事例の紹介や研修会の実施などを行います。

また、行政主導による地域ケア会議の定期開催により、関係各機関の情報共有や意思統一を図るとともに、医療と介護の連携強化、緊急入所体制の確立と、介護事業者と行政の連携など地域ケアの体制整備に取り組んでいきます。

これらを統括するための、保健・医療・福祉関係機関、職能団体、NPO 法人、ボランティア等々、機能的に連携が図れるネットワーク体制の構築を目指します。

新規【 高齢者台帳の整備 】（高齢ふれあい課）

高齢者のいる世帯の実態を調査し台帳を整備することで、災害時の要支援者の実態把握や、高齢者のみの世帯へ必要な支援、サービス利用への働きかけ、横断的な支援のあり方の検討など、高齢者への総合支援を推進します。

新規【 認知症高齢者見守り事業 】（地域包括支援センター）

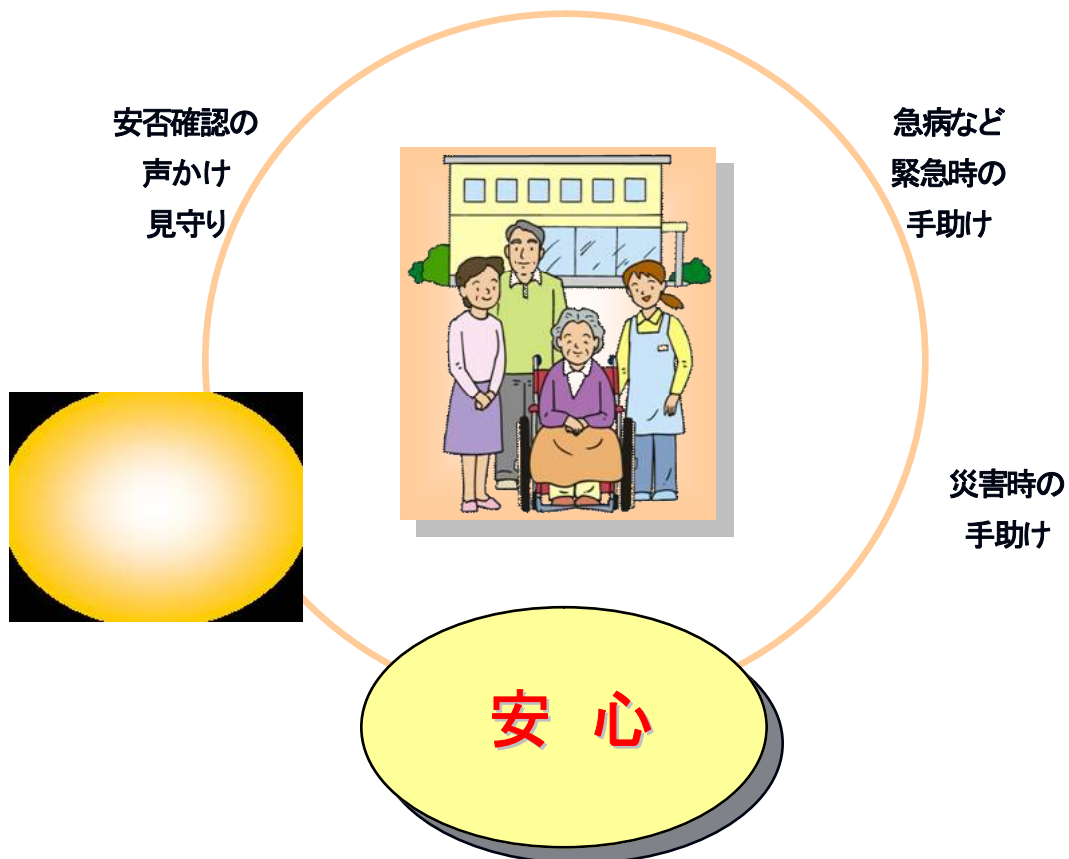
キャラバン・メイト養成研修を実施し、その研修を修了した者が講師として学校・職場等を訪問し「認知症サポーター」養成講座の定期開催を実施し、事業全体のコーディネート役を担います。

養成講座は、認知症についての正しい知識を深め、理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者を養成することを目的としています。

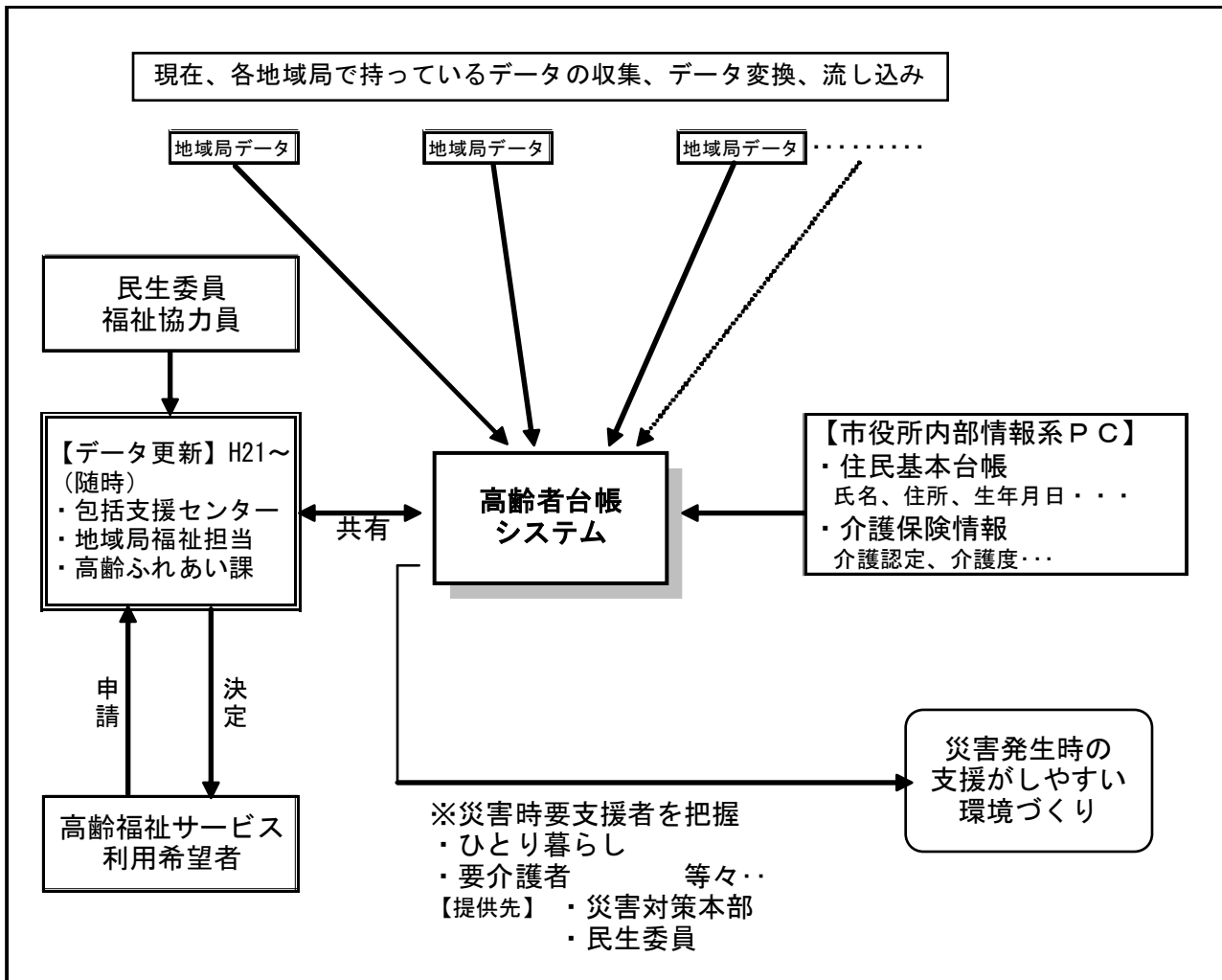
【地域支えあいネットワーク（インフォーマルの活用）】



【地域に希望する高齢者への手助け】



【高齢者台帳システムの運用と目的】



【現データの利用と共有化】

台帳整備については、民生委員等の協力のもと、地域局で持っているデータを利用しながらシステム化することにより、情報の共有化を図ります。

【個人情報の保護】

データは、高齢福祉部門、保健衛生部門をシステム上で切り離すことにより、部外者との個人情報の共有化を防ぎます。

【システムの選定】

を比較し、総合評価したうえで選定します。

【デ

サービスの申請や災害等の要援護者リスト作成などに活用し

【デ

高齢福祉サービスの利用を希望する際に行う実態調査による

行います。

【認知症高齢者支援の流れ(キャラバン・メイト養成と認知症サポーター養成)】

キャラバン・メイト養成研修

実施主体～都道府県・市町村等自治体(NPO等が実施する場合は、自治体からの委託が必要)

受講者の要件

下記のうち住民講座の講師を年10回程度努められる者
 ・認知症介護指導者養成研修の修了者 ・認知症介護実践リーダー研修修了者
 ・社団法人認知症の人と家族の会 会員
 ・上記に準ずると自治体等が認めた者
 ①行政職員(保健師、一般職員)②地域包括支援センター職員③介護従事者(ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員等)④医療従事者(医師、看護師等)⑤民生児童委員⑥その他(ボランティア等)

メイト誕生

スキルアップ研修開催

横手市とメイトの協議による認知症サポーター養成講座

地域住民(自治会・老人クラブ・民生児童委員等)
 地域の生活関連事業・団体活動(商工会、金融機関、スーパー、コンビニ、宅配、タクシー)
 学校関係(小・中・高生徒、教職員、PTA)

(研修時間は概ね1時間～1時間半)

内容	目的
認知症を理解する	①認知症とはどういうものか? ⑤認知症の診断・治療 ②認知症の症状 ⑥認知症の予防についての考え方 ③中核症状 ⑦認知症の人と接する時の心がまえ ④周辺症状とその支援 ⑧認知症介護をしている家族の気持ちを理解する
認知症サポーターとは	〔認知症サポーターにできること〕 ①地域で ②はたらく場面で ③家族の人は ④わがまちの認知症SOS便利帳

サポーター誕生



理解

偏見を持たない

温かい目で見守る

サポーターは「なにか」特別なことをやる人ではなく

認知症を理解した認知症の人への「応援者」

地域や職域で活動



【市の役割】

